

# 第3次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画の策定

(障害者支援局 障害福祉課)

## 1 要旨

平成30年3月に策定した「第2次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」の計画期間が令和4年度までとなっていることから、令和4年10月に策定された国の新たな自殺総合対策大綱の内容を踏まえた計画を策定する。

## 2 策定方針

### (1) 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間

### (2) 計画目標

現行計画と同様、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

目指すべき姿	現行計画	「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」
	次期計画	同上
成果指標	前期計画	2022年までに自殺者数を500人未満まで減少させる
	次期計画	2027年までに自殺者数を450人未満まで減少させる

数値目標(毎年の自殺者数：450人)の設定

国自殺総合対策大綱	2026年までに2015年と比較して30%以上減少 ※自殺死亡率：18.5人(2015年)⇒13.0人(2026年)
本県次期計画	2027年までに2015年と比較して30%以上減少 ※自殺死亡率：18.7人(2015年)⇒12.9人(2027年) ※参考…2019年:15.9人、2020年:16.5人、2021年:15.3人

※自殺死亡率13.0未満は、直近2年間の自殺死亡率が低い県から1位に相当

### (3) 次期計画策定の考え方

・本県の自殺の現状に加え、新型コロナウイルスの影響など社会環境の変化等により判明した課題等を踏まえ、

- ①：子ども・若年層・女性支援対策
- ②：勤務・経営問題への対策
- ③：悩みに応じた相談体制の確保
- ④：孤独・孤立対策施策との連携

を重点テーマとして、関係機関との連携のもと自殺対策に総合的に取り組む。

### <今後のスケジュール>

時期	概要
R4.10	自殺対策庁内連絡会議（書面開催）新計画素案の取組項目照会
R4.11.9	第1回自殺対策連絡協議会（新計画素案の提示）
R4.12.22	第1回精神保健福祉審議会
R4.12月～	パブリックコメント実施
R5.2～3	第2回自殺対策連絡協議会 第2回精神保健福祉審議会
年度末	第3期自殺総合対策行動計画 公表